



六ヶ所村会計年度任用職員採用希望者登録制度のご案内

<会計年度任用職員人材バンク>

※会計年度任用職員とは、1会計年度（4月1日～翌年3月31日）の範囲内を任期として任用される非常勤の公務員です。

六ヶ所村では、会計年度任用職員として役場、出先機関又は村立小中学校等において1年を通じて勤務していただける方を募集します。この登録制度は、あらかじめ希望する職種や勤務場所等を事前に登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

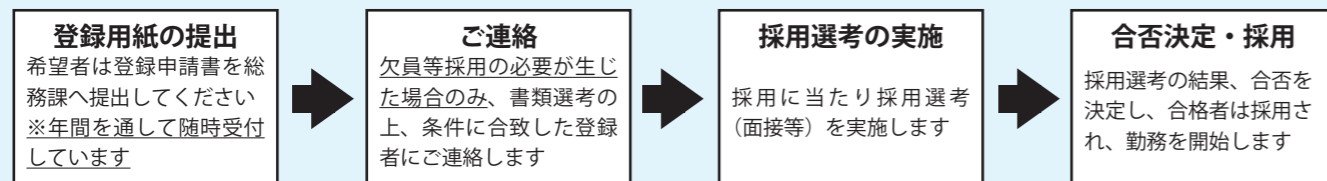
4月1日から勤務を希望する場合は、原則として令和3年12月1日から24日までに登録の申請をお願いします。その後も随時登録することはできますが、必要人員が充足された時点で4月1日採用分の採用選考は終えることとなります。（ただし、充足していない場合は登録者の中から採用選考を引き続き行います。）4月1日から採用されなかった場合は、年度途中で欠員があった場合等に随時採用選考を行い採用されることとなります。

1. 募集人数等（令和3年11月1日時点における令和4年度の必要人員となります）

| 職種 | 人数 | 業務内容 | 必要な免許・経験等 | 勤務場所 |
|-------------------|-------|-------------------------------------|--|--|
| 1 事務補助員 | 30名程度 | 事務や窓口・電話対応等の補助的業務 | 特になし | 役場本庁又は出先機関 |
| 2 事務補助員（障がい者枠） | 1名程度 | 事務や窓口・電話対応等の補助的業務 | 障害者手帳（身体障害者手帳・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方 | 役場本庁又は出先機関 |
| 3 保育補助員 | 5名程度 | 保育教諭等の補助的業務 | 特になし | おぶちこども園 |
| 4 放課後児童支援員（補助員含む） | 18名程度 | 放課後教室において児童へ遊びの提供や生活指導等 | 特になし | わいわい塾（泊）、なかよし塾（尾駁）、にこにこ塾（倉内）又はわくわく塾（千歳平） |
| 5 用務員（こども園） | 4名程度 | 清掃等のこども園の運営上必要な業務 | 特になし | おぶちこども園 |
| 6 用務員（学校） | 7名程度 | 校舎内外の環境整備等学校の運営上必要な業務 | 特になし | 各小中学校 |
| 7 学校教育支援員 | 10名程度 | 教育上特別の支援が必要な児童生徒に対する授業や学校生活における支援業務 | 特になし | 各小中学校 |
| 8 教育相談員 | 4名程度 | 不登校、進学、子育て、特別支援教室等における相談業務 | 教員免許を有している方 | 中央公民館（教育相談室） |
| 9 建設技術補助員 | 2名程度 | 建設工事関係事務等の補助的業務 | 建設工事における設計・監理業務に従事した経験が5年以上ある方、土木施工管理技士又は建築士の資格を有している方 | 役場本庁 |

※募集する職種は、令和3年11月1日時点におけるものであり、欠員状況や登録者の経歴や資格・免許等に応じて別の職種で勤務をお願いすることがあります。

2. 登録から勤務開始までの流れ



※登録の有効期限は、登録した日から1年を経過した日の属する年度の末日（3月31日）までです。

（例）令和3年12月1日に登録した場合：令和5年3月31日が登録の有効期限となります。

- <注1> 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者は登録することができません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 六ヶ所村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- <注2> 登録者が次のいずれかに該当するときは、登録は取り消されます。
- ア 登録の有効期間が満了したとき。
 - イ 本人から取消しの申出があったとき。
 - ウ 登録の内容に偽りがあったとき。
 - エ 採用されたとき。
 - オ 採用されることを辞退したとき。

3. 勤務条件等

| 勤務条件等 | 内容 |
|--------------|---|
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項 |
| 任期 | 4月1日から翌年3月31日までの間で設定します。 |
| 勤務時間 | パートタイム：週29時間（代表的な例：1日5～6時間×5日）で勤務時間を割り振りします。 ※1 フルタイムの職は現在募集していません。 ※2 勤務場所によっては、交代で早出遅出勤務を命ずることがあります。 |
| 基本報酬（基本給） | パートタイム（週29時間勤務）の場合 事務補助員（障がい者枠含む） 月額142,000～147,000円程度 保育補助員、放課後児童支援員、学校教育支援員 月額146,000～150,000円程度 用務員 月額140,000～145,000円程度 教育相談員 月額175,000～180,000円程度 建設技術補助員 月額178,000～180,000円程度 ※1 金額は、経験等によって決定されます。また、人事院勧告や青森県人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び制度改正等によって、任期中に金額が変わることがあります。 ※2 上記の職種以外の職種に採用されることとなった場合は、別途金額をお知らせします。 |
| 手当等 | 基本報酬（基本給）のほかに、時間外勤務報酬（時間外勤務手当）、期末手当（ボーナス）及び通勤に係る費用等がそれぞれの規定に基づき支給されます。 |
| 勤務を要しない日（休み） | 原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 ※交代で休みの日に勤務を命ずることがあります。 |
| 休暇等 | 年次有給休暇、特別休暇（有給のものとは無給のものがあります。） |
| 福利厚生 | 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、地方公務員災害補償等 |
| その他 | ○1 か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式に会計年度任用職員として採用されます。 ○地方公務員法に規定する服務（職務専念義務、守秘義務等）及び懲戒等に関する規定の対象となります。 |

4. 提出書類

- (1) 六ヶ所村会計年度任用職員採用希望者登録申請書（申請書は役場総務課、泊出張所、平沼出張所又は千歳平出張所で直接受け取るか、六ヶ所村公式ウェブサイト（<http://www.rokkasho.jp/>）からダウンロードできます。郵送での請求は、120円切手及び送付先の住所、氏名を記入した封筒（角形2号）を送付してください。）
- (2) 資格証又は免許等の写し（取得見込みの場合は、取得見込証明書）

5. お問い合わせ先及び申込書提出先

六ヶ所村総務課 人事・政策法務グループ
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475番地 六ヶ所村役場2F
電話 0175(72)2111・FAX 0175(72)2603

<お問い合わせ時間>

午前8時15分～午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます。